

秋田県

公文書館だより

創刊号 平成6年10月3日

発刊にあたって

館長 三上 博



「GHQに保存を訴える——当時の文書草案見つかる——」という見出しで、戦後間もない昭和22年に、奈良県知事や考古学者らが古墳の保存を懸命に訴えた文書の草案が発見されたという記事が、去る8月19日

の秋田魁新報で報道されました。それは、連合軍総司令部の奈良駐留軍の兵舎建設のため、古墳が次々と破壊される中で設計が変更され、ウツナベ古墳の陪塚の一基が、現在も元のままの姿で保存されるようになったことのわけを物語る資料の発見だったのです。私は第二次大戦における敗戦という混迷の時代に、文化財を守ることに懸命に努力した人々のいたことを知り強く感動し、同時に、古墳の保存を訴える文書草案が保存されていたことの重要性を改めて認識した次第です。

昨年11月にオープンした秋田県公文書館は、県が自らの発意でその公文書を保存するために設けた施設としては、東北で最初につくられた公文書館ですが、それは、県行政を進める中でつくられる多くの公文書の中から、前記古墳の保存を訴える文書草案のように、後世の人々の歴史資料として重要だと思われるものを選別して整理・保存し、利用に供すること、また、藩政時代の古文書等についても調査、収集・整理、保存に努め、県民の利用に供することをねらいとしてつくられたものです。

現在、秋田県公文書館では、明治4年の廃藩置県から平成4年度まで作成された公文書及び県が収集した行政資料の中から約102,000冊を引き継ぎ、さらに、県庁、旧県立図書館、博物館が所蔵していた古文書約5万点の移管を受け、資料の整理作業を進めております。公文書については明治期から第二次大戦前までの簿冊約1万冊の題名整理を終え、古文書と同様冊子目録によって利用できるようになっています。

私たちの現在の生活は過去の歴史と文化の上に成り立っていると同時に、将来に向けての礎となるものであります。その意味で歴史資料として重要な公文書、古文書を収集・整理・保存し利用に供する公文書館の役割は極めて大きなものがあると思われます。県民のための公文書館となるよう全職員一丸となって努力しなければと考えているところです。

県庁文書の思い出

田口 勝一郎



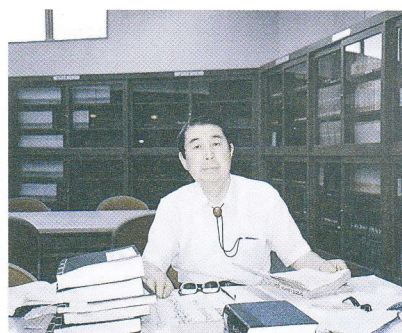
わたくしが、秋田県庁文書を歴史研究に利用するようになったのは昭和三十五年（一九六〇）ごろからで、当時は『秋田の地主制研究』のテーマを抱え、その関係資料を求めて、県庁地下書庫に入り込んだのである。

そのころ秋田県庁書庫は、所蔵文書の豊富なことで、一部の人々には知られていたが、実際に入ってみて驚いた。木製の書棚にはどの段にも明治、大正、昭和前期の行政文書がぎっしりで、宝の山に入ったような感じに打たれた。昭和三十八年から四十年までは秋田県史の執筆に参加したが、その折にはいっそう県庁文書（書庫）のありがたさを体験した。というのは市内の中学校に勤めてい

た私にとって、県庁文書をいつでも閲覧することは時間的に無理であったので、特にお願いして文書の館外貸出を認めてもらったのである。おかげで、毎週一度風呂敷をもって書庫を訪ね、文書を家に運んでは読みふける生活を続けることができた。

こうした体験のなかで、秋田県庁書庫には明治初年の腐米改良から乾田馬耕、大正期の小作慣行調査、昭和初期の小作争議史料などが、いかに豊富であるかを痛いほど知り、秋田の近代史研究には欠かせない場所であることを理解したのである。

しかし、史料はいかに豊富でもそれだけでは生きてこない。問題は、史料に切り込んでゆくテーマをいかに持つかである。テーマをもって情熱的に迫るとき、史料は私たちにその道を開いてくれるのだということも、この時学んだ。



公文書館閲覧室にて

県庁書庫が画期的に変化したのは昭和五十九年である。事務室面積が拡大され、内履のフロア、閲覧機の設置、外気の強制取り入れと排気用のダクトにより換気が向上し、カビくささで喉が大変だった環境が大改善され、利用者には大助かりとなった。これは、県自身のためだけではなく、公文書館開館にさきがけての利用者サービス向上策でもあったようである。

入らせてもらって検索するわけにもいかなかった公文書館では、この種の問題は発生しようもないが、近い将来、コンピュータ検索もできるようになって欲しい。

一般目録の外に、簿冊毎の個別件名目録作成も行われたが、これは限定的なものにとどまった。県庁文書の効率的利用のため、今後ぜひ再開してほしい点である。

近年県内市町村史の編さんが進み、その方面からの利用者も多くなってきた。県庁文書に不慣れな関係者が、限られた利用時間に関係史料が見つかるよう、公文書館員は館内文書の内容所在についてよく勉強し、一層サービスに努めてほしい。

それに県外の大学、研究機関からの来訪者もふえてきている。これらの人びとは他府県の所蔵文書にも通じている人々なので、その意見をよく聞き、運営に生かすことも大事ではないかと思う。

約三十年間県庁文書のご厄介になった者として思い出を述べたが、県公文書館の充実、発展を願ってやまない。

（学）秋田和洋女子高校理事長

公文書課の仕事

— 公文書保存の意義 —

小 玉 誠一郎

● 文書の機能 人は身振りや言葉、文書などを用いて意思を表示しますが、このうち、最も確実に永続性のある方法は「文書」です。これは、文書が機能的にみて次のような特性をもつからです。

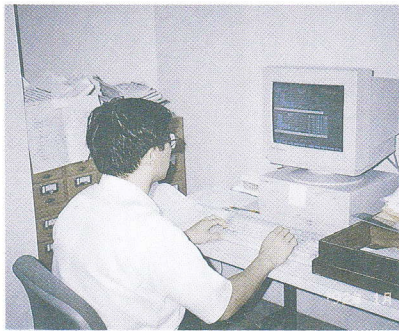
第一に広範囲かつ長期的継続して伝達できる「伝達性」をもつこと。第二に意思が受け手の主観により左右されずに受け取られる「普遍性」をもち、第三に表示した内容を確実に伝える「確実性」をもつことです。さらに、文書は「保存性」にすぐれています。表示された意思は、その文書がある限り長く維持保存することができ、将来証拠としての価値をもちます。

● 文書の性格 文書は紙に文字を書いたものだけに限らず、図面や地図、写真やフィルム、テープなどさまざまな形態があります。このうち雑誌や図書、CD、ビデオ

などの出版物や作品は、書き手や作り手が基になる記録や情報を加工して生産した二次的な生産物であり、しかも不特定多数の人を対象として大量に作成されます。

これに対して、個人や組織体が必要のため作成した、或いは自己の活動の結果生じたナマの文書記録があります。

秋田県という組織体も職務に関し膨大な文書を作成しました取得します。これらの文書すなわち県の公文書は、県が施策を立案し事業を遂行する過程で、或いはその結果発生した、いわば県の行政活動のすべてを示すナマの文書記録であると言えます。しかも公文書は、稟議りんぎという決裁形式をとるためそ



文書目録を作成

のもの一点しか存在しません。



県は県民の福祉の向上のためさまざまな行政需要に応じた施策を実行します。施策の立案に当たっては、これまでの経緯や効果を明らかにし、現在のあらゆる社会情勢を検討し、また自ら試験研究した結果などから最善の方策が選択され事業として実施されます。事業の結果は県民の社会的評価を受けて次の施策に反映されます。

このことから県の公文書には、変わり行く県土の様子や記念となる事業、事件などその時代、その社会の秋田県に関するさまざまな記録が残されていると言えます。このため公文書は、行政上の目的で必要とすることはもちろん、将来の人びとが過去を振り返り歴史を検証することによって新たなものを生み出すための資料としても利用できる、いわば県民すべての公的記録遺産でもあります。

このように歴史資料として重要な公文書も、県が組織的に保存する手立てを講じない限り消滅してしまいます。このことを強く認識して県では、ほぼ行政上の役割を



中性紙箱に入れて保存

終えた公文書も、すぐに処分するのではなく、すべて公文書館に引き継ぎ保存するという制度を整えました。



公文書課の仕事は、以上のような観点に立ち、明治四年廃藩置県以後の県の公文書を整理、保存することと、相当の年数が経過したのち、個人情報を含むものなど公開することに支障がないかどうかを検討したうえで、閲覧に供していくことであります。

これにより現代の公文書も将来、県民の方々の調査研究や新しい行政施策の立案に活用されることになります。

(公文書課長)

古文書課の仕事

加藤 民夫

古文書課は、原則として明治四年の廃藩置県以前の公文書に準ずる史料と県内三十余家の私家文書（じかたもじしょ 地方文書）併せて五万点の史料を扱い、その任務は大別して的確な整理・保存とより良い利用・普及ということになります。

◇

●整理・保存 当課で扱う史料はかつて図書館、博物館、県庁の三箇所で見られていたもので、それらは文書群ごとに一定の名称を付されてきていましたが、公文書館として全体の系統的整理はこれからです。

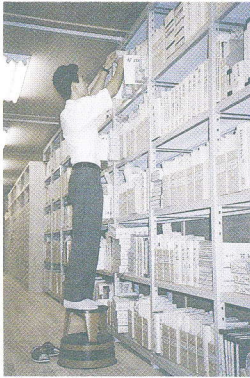
これらの史料を県民に分かりやすく利用していただくためには、検索に便利な新しい総合目録の作成が、ぜひとも必要になっております。そこで本年度から、職員が史料を一点ずつ点検しながら、そのデータを根気よくコンピュータへ入力することに努めています。

これが完成しますと、関連史料を系統的に拾い出すことが可能となり、十分納得できる利用が実現すると思います。

一方、史料保存の仕事には、従来糊付けした台紙や保護に使ったボール紙の影響で酸化の著しい文書、虫喰いやカビによる劣化が進行中の文書を調べ、優先順位をつけて修復に出す作業があります。修復は従来の裏打ち方式を一切やめ、東京周辺で行われ始めているリーフキャスティング法中心の方式に転換しています。同時に、史料の酸化を防止するため、中性紙の封筒に史料を一点ずつ詰め替える作業も平行して続けております。

◇

●利用・普及 まず日常の来館者への史料提供が大きな任務です。できるだけ利用者の要望に沿って史料の由来などについても懇切に



収蔵史料の整理

答えるように努めています。また手紙による依頼など間接的な利用者にも可能なかぎりレファレンスを行っております。

次に、利用者の便宜向上のために、史料価値・利用頻度の高い文書を選び、コピー本の製作による複製史料の充実に努めています。

普及活動の面では、第一に全県三地区での古文書解読研究会の開催があります。年々増える受講者に対し、館蔵史料をテキストにした演習を行いつつ、史料保存の重要性について深い理解が得られるよう配慮しております。

また、館史料の翻刻・刊行事業も普及活動の一環で、『御亀鑑』は、本年度第七巻で完結します。

さらに十一月には館内二階特別展示室で、開館一周年記念展示として、「秋田藩の修史事業―佐竹家譜の編纂―」を開催します。これも公文書館収蔵史料を理解していただく絶好の機会と考え、鋭意準備を進めております。

●調査活動 さいごに、本年度は県内全市町村を対象にして史料の所在と保存状況の調査を行っています。これは、県公文書館は、秋



収蔵絵図の調査

田県に関する史料情報と史料保存についてのネットワークの拠点の役割を果たすことがその責務であるとの認識から、継続的に行っている内容を深めていきたいと思っています。

◇

以上、古文書課の業務内容を概括的に述べましたが、最大の課題は、「保存」と「利用」という相反する課題をいかに調和させるかということに尽きると思います。そのためには、史料管理学などについての館職員の研修活動を積極的に進め、県民の要望に添えるよう努力を継続するつもりです。

（古文書課長）

紙史料の保存と修復

◇町触控、一紙文書の修復をとおして◇

坂本 勇



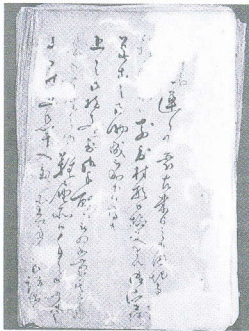
日本の和紙は正倉院文書として現存するように、古い歴史と磨かれた製紙技術の伝統をもっている。その素晴らしい世界に誇れる日本国民の歴史財産も、年月の経過、さまざまな災害、歴史的事件、そして日常的に発生する「虫害」「湿気」「カビ」「人為的破損」によって簡単に「消滅」し、また「利用不能」となってしまう。

今回、秋田県公文書館の依頼により修復を行った標記二件の古文書であるが、『町触控』は典型的な「甚大な虫損」により文字部分が島状にパラパラと崩れる状態で、湿気の強かったところはくっついており、一部開被不能となっていた。また、文書の性質から綴じ部分のノドのところに掛かる文字が

随所にあり、写真撮影などができず、正確な研究調査を妨げていた。『二紙文書』はもともとは書状などの古文書を、全て厚紙の「酸性台紙」に貼りつけた上、折り畳んで保管してきたために、破損、折り目の磨耗、薄茶色の斑点の検出、古文書オリジナルの風合いや史料情報の喪失が問題となっていた。

◇

このたびの修復は、当センターでなされる各地の都府県文書館からの委託修復の場合と同様に、まず信頼できる機関との協力で繊維の分析、劣化損傷原因の調査などを実施し、その上で安全で長期保存に適した作業方法を決定したの



『町触控』の虫損部分



リーフキャストによる修復

である。

『町触控』は、アカデミックな視点から、(一) 文書の診断 (二) 修理前の正確な記録 (三) 解体、糞・裏打ち紙などの除去 (四) はずれている付箋、破片文字の戻し作業 (五) 虫損、欠損部分のみを直せるリーフキャスト法 (六) 保存 (七) 点検、完成記録 以上の手順で修復を行った。

『二紙文書』は、種々の問題を含んだ現状にあると考えられたことから、臨機応変に東京国立文化財研究所などの支援を得て作業を進める態勢でスタートした。貼り込みの様式は、本紙文書を和紙で裏打ちした上で大判酸性台紙に貼

られたというものであった。使用された接着剤は、様々な温度のお湯、有機溶剤などでテストした結果、本紙と裏打ち紙の接着は不織布で保護し六十度位の温水に数分浸す状態にすると損傷なく剥離可能であったが、酸性台紙と裏打ち紙は、少し高めの温水に十分に浸してもほとんど剥離しなかった。有機溶剤の効果もみられなかった。すでに三十年以上も前に張り込み作業がなされたということと、サンプルを採取することが難しい現状から、接着剤の特定は今後の課題とした。一紙文書は佐竹藩の貴重な書状類であったが、台紙にお煎餅のように堅く貼り込まれ、折り筋や美しい和紙の風合いは完全にダメにされており、また、本紙の上にじかに薄赤インクの印などが書き込まれているものも見られるなど、保存上好ましい状態になかった。

このように劣悪な状況下にあったが、少しでも元の状態に復帰させ、当時の雰囲気や伝わることを願ってどうにか修復を終え、納品することができた。

(東京修復保存センター代表)

企画展

予告案内

秋田藩の修史事業

——佐竹家譜の編纂——

期間 二月二日(水) ～ 二月三〇日(水)

古文書課では史料整理のための調査・研究を行っています。その中から今回は、『佐竹家譜』の編纂過程を中心として、秋田藩の修史事業の一環を紹介することにしました。

- ① 義光～義宣家譜の成立まで
- ② 義隆～義格家譜
- ③ 義峯～義敦公譜
- ④ 義和公譜の成立
- ⑤ 義厚公譜の成立

秋田藩の修史事業は元禄年間に本格的に始まりました。この事業の一環であった『佐竹家譜』の編纂事業は藩政期を通じて継続されています。とくに「義宣家譜」には、家臣団に提出させた古文書類が数多く引用され、これらの古文書は「家蔵文書」として編纂されています。

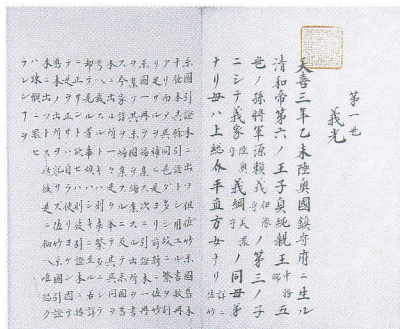
担当者にとって、「義宣家譜」の編纂に関しては大きな問題があったようです。とくに関ヶ原の戦いにおける義宣の立場を記述するた

めに、十分に史料の検討が行われています。

享保一二年(一七二七)には、初代義光から三代藩主義処までの家譜の清書ができました。

九代藩主義和の時代には、第六代義眞から第八代義敦までの家譜が作られました。

八代義敦の安永七年(一七七八)には久保田城本丸が焼失しており、文書・記録の焼失という大事件に担当者たちはどのように対処したか、苦心のあとがうかがわれます。



義光家譜(冒頭部分)

企画展

報告

公文書で読む明治の学校教育

八月一日(火)～九月一日(金) 実施

わが国の近代的な学校教育は、明治五年に公布された学制によって始まりました。秋田県の学校教育も、以後、国の教育施策の流れの中で展開しました。その中には、秋田県独自の特色ある施策もいくつか見られます。

今回の展示では、秋田県の戦前教育行政に関する公文書一五五点より六〇点を選び、次のコーナーからなる展示構成で明治期の学校教育を紹介しました。

る意気込みが伝わってきます。

なお、明治三年の記録「御亀鑑」が一冊残っており一五冊の「御亀鑑」が後の担当者に与えた影響は非常に大きかったと思われます。

このように家譜編纂過程を調べていくと、仕事を進めていく上でさまざまな制約をどのように克服していくか、現代社会に生きる私たちにも参考になることがいろいろとあるように思われます。

(古文書課 伊藤勝美)

「学制期の初等教育」

(明治五 ～ 二年)

「教育令期の初等教育」

(明治一二 ～ 一九年)

「小学校令期の初等教育」

(明治一九 ～ 四五年)

「初期の中等教育」

(明治六 ～ 一九年)

「中学校令期の中等教育」

(明治一九 ～ 四五年)

明治の県教育指針に関わる資料の他、簿冊の中に綴じられていた

試験問題や校則、教育課程表など学校生活に密着した資料も紹介しました。試験問題の展示は、特に入場者の興味を惹いたようです。

また、中等教育のコーナーでは、秋田中学校、秋田農学校、秋田女子技芸学校など、現在の県内公立私立の高校のルーツも取り上げました。熱心に文書に見入るOBの方の姿もありました。

平田篤胤と佐藤信淵の顕彰に関する資料などは、秋田県の特徴ある教育施策を物語るものです。

展示期間中に学校の夏休みを含めたため、一般の方の他、小、中学校、高校の先生方も来られました。貴重な資料の存在に驚いた旨などが感想簿に残されています。また、学生の方にも期間中たくさん入場していただきました。

(公文書課 柴田知彰)



期間中の展示室

『初めて学ぶ方のための

古文書解読講座』のご案内

当館では、左記の要領で、標題の講座を開催します。

この講座では、主として当館所蔵の近世文書により、古文書解読の基礎的・基本的なことがらを学び、その楽しさや意義を理解され、さらに古文書及び公文書の保存と活用的重要性についても、ご理解を深めていただきたいと思います。

日時 十一月四日(講座①・②)

十一日(講座③・④)

十八日(講座⑤・⑥)

各午後二時～四時半

会場 秋田県公文書館(三階多目的ホール)

講師 当館職員が担当

定員 五十名

申込方法 往復はがきに住所・氏名を明記の上、個人でお申し込みください。返信用のはがきを受講者カードとします。必ず往復はがきをお願いします。なお、会場の都合により定員に達し

た場合には受付を締め切らせていただきます。

申込先 〇一〇 秋田市山王新

町一四一三一 秋田県公文書館

初めて学ぶ方のための古文書解読講座係

申込期限 十月二〇日

経費その他 参加料は無料です。

当日受講者カードを受付に提出してください。

講座① 近世文書の文体(候文)の特色を知る。「候」の多用な用例と意味を知る。

講座② 近世文書に頻出する漢文的な用例と用語を知る。

講座③ 特色ある当て字の用例と異体字の例を知る。

講座④ 演習 近世文書を読む(国典類抄と御龜鑑)

講座⑤ 演習 近世文書を読む(国典類抄)

講座⑥ 講義 古文書の保存と活用について。

(古文書課 伊藤勝美)

レファレンス・ カウンターから

開館もないころのことです。

公文書館閲覧室カウンターに外国人青年が訪れ、「私は英語の指導主事の助手をやっています。授業の打合せのため向こうのルーム(特別閲覧室)を使わせてください」と申し込んできました。

当日の当番は、カタコトの英語と大部分日本語で「この閲覧室は、公文書館の所蔵資料を利用する人びとのためのものである」ことをなんとか伝えようと苦心したものの、なかなか意思が伝わりません。しばらくして、「こは、アーカイブズ(公文書館)である」と伝えたところ、彼は即座に「OK」と立ち去っていききました。

公文書館に対する理解が深い国々があることを、身をもって知りました。

「公文書館は何を勉強する場所か」を説明しなくても、当館資料を利用した勉強の場とスムーズに受け止めてもらえるようになるよう、今後もPRしていきたいと思っています。(公文書課 佐々木悟)

公文書館平成六年度の事業

◎総括的事項

- ・公文書館「年報」(事業報告・事業計画)の発行(六月)
- ・館報「公文書館だより」の発行(十月、三月)
- ・書庫燻蒸(九月)
- ・公文書館「研究紀要」の発行(三月)

◎公文書課関係

- ・公文書、行政資料の整理作業(通年)
- ・公文書公開簿冊数の追加(五月―約三千冊)
- ・公文書の引き継ぎ(六月)
- ・県政映画の補修恒久保存とビデオ化(七月―九月)
- ・企画展示「公文書で読む明治の学校教育」(八・十六―九・十六)

◎古文書課関係

- ・中性紙保存箱による保存(十・十二月―戦前文書約三千冊)
- ・行政資料の公開(三月―約一万冊)
- ・所蔵古文書、新規受贈・収集文書の整理(通年)
- ・翻刻事業「北家御日記」及び

同過年度分照合事業(通年)

- ・翻刻活字本『御龜鑑』の刊行(発注五月、校正七月―一月、刊行二月)
- ・現地古文書の所在・保存状況調査とマイクロフィルム収集(六・九、一月)
- ・寄贈文書『吉成家文庫』の受領(六月)
- ・講座『古文書解読研究会』の開催(六・七月―県内三地区)
- ・古絵図の複製(九月―十月)
- ・古文書の修復、複製(十月―三月)
- ・古文書の所在・保存状況調査全市町村アンケート調査(八・九月)
- ・企画展示「秋田藩の修史事業」(十一月二日―三十日―館内)
- ・講座「初めて学ぶ方のための古文書解読講座」(十一月四・十一、十八―館内)
- ・史料目録『加賀谷家文書目録』の刊行(二月)
- ・史料保存に関する研修会の開催(二月―秋田市)

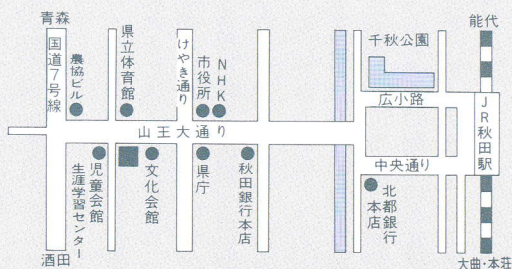
公文書館利用案内

○開館時間

平日 9:00~19:00
土・日曜日 9:00~17:00

○休館日

- ・国民の祝日及び振替休日
- ・月曜日(毎月第3日曜日の翌日除く)
- ・毎月第3日曜日
- ・資料整理日(月の初日)
- ・特別整理期間(8月~10月中の15日間)
- ・年末年始(12月28日~1月3日)



編集後記

*「秋田県公文書館」の正確なフルネームがなかなか認知されない悔しさはバネで、この館報が生まれました。長く号を重ねたいと思います。

*館蔵資料をよりよく保存・整理するため、調査研究の日々を過ごしています。この成果を徐々に「たより」で紹介したいと思えます。

*企画展の年間二回実施と、公文書館だよりの創刊により、今年度

は当館の普及事業が充実を見ました。今後一層、公文書館の活動を多くの方に紹介したいと思います。

公文書館だより 第一号

平成六年十月三日発行

編集発行 秋田県公文書館

〒〇一〇

秋田市山王新町一四―三二

☎(〇一八八)六六―八三〇一

印刷 太陽印刷株式会社